

英国の倒産法 - 特に任意整理について

—英国における会社、支店や駐在員事務所の任意清算手続きについて

(2017年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ロンドン事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ロンドン事務所が現地法律事務所 3HR Corporate Solicitors Ltd に作成委託し、2017年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび 3HR Corporate Solicitors Ltd は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび 3HR Corporate Solicitors Ltd が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ロンドン事務所

E-mail：LDN@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

序	1
第 1 章 英国における会社の抹消／英国拠点の閉鎖	2
序	2
第 1 節－抹消申し立てに際して事前に考慮すべき事項.....	2
第 2 節－任意的抹消の申し立て	6
第 3 節－申し立て後の事項.....	9
第 4 節－英国事業所の閉鎖.....	10
第 2 章 英国における会社の清算	11
序	11
第 1 節－グループ再編の中での清算.....	11
第 2 節－英国における非公開有限責任会社の清算.....	12
付録 1 任意的清算および解散のチェックリスト.....	14

英国の倒産法 - 特に任意整理について

一英国における会社、支店や駐在員事務所の任意清算手続きについて

序

日本企業は、時として、個々の企業体というより企業グループとしての事業戦略により、世界中の企業体を巻き込んで「グループ再編」を敢行することが必要になることがある。

そのようなグループ再編において、英国にある企業体がかかわる段階は三つある。それは、(1)企業体の設立、(2)企業体への、そして企業体からの事業の譲渡、および(3)企業体の閉鎖である。

これら三つの段階に関連して、今回は(3)の会社の閉鎖や清算の側面を扱うことにする。

第 1 章

英国における会社の抹消／英国拠点の閉鎖

序

本章では、日本企業の英国事業体の抹消に関する、法的小よび実務的示唆の導入を提供することを目的としている。

グループ再編においては、種々の理由から海外子会社の事業を他の海外子会社に移転し、事業譲渡後の企業体が不要となるケースがある。会社の抹消はこの状況を扱う合理的な方法であり、以下第 2 章に述べる会社の清算／任意的清算と併せて理解すべきである。

第 1 節から第 3 節までは、英国における非公開有限責任会社の抹消について、それぞれ申し立て前、申し立て自体、申し立て後に関する事項を記載している。他方、第 4 節は英国事業所の閉鎖に関する事項を記載している。

第 1 節－抹消申し立てに際して事前に考慮すべき事項

1. 資産譲渡および売り手会社の閉鎖

ある会社（「売り手会社」という。）の事業が、同じ企業グループ内の別の会社（「買い手会社」という。）に資産譲渡を通じて譲渡される際、売り手会社は、ほかに用のないただの抜け殻となることがしばしばある。

そのような状況においては、売り手会社は以下の内容を検討する余地がある。

- **企業運営**：グループ組織は、とりわけ買収の結果非常に複雑となっていることがあり、会社を登記簿上に残しておくことで、計算書類の作成および提出といった内在的な費用が存在する。
- **取締役の義務**：自然人である必要がある取締役にとっては、個人的に責任を負うことになる会社に対する義務に鑑みて、売り手会社の閉鎖が望ましいかもしれない。
- **責任**：以下の目的のため、会社を解散することが望ましいかもしれない。
 - マイナスの貸借対照表を作り出し、グループに汚点をつげかねない過去の負債を根絶する。しかし、税務の観点からは、損失によってはグループ内の別の会社の課税対象となる利益と相殺できるものもある（グループ軽減（group relief）として知られる）

- 予見できない潜在的な将来の請求から会社を守る（例えば、1990年代のアスベスト事件）。

会社の抹消は、売り手会社のこのような閉鎖のための選択肢の一つであり、以下に述べるメリットに鑑み、多くの場合にお勧めできる。

2. 会社を登記簿から消し去るメリット

会社はその目的を果たし、取引をやめ、その存在を維持するメリットがもはやなくなった場合、抹消には複数のメリットがあり得るが、それには以下のものが含まれる：

- 費用と管理負担の削減
- リスクおよび責任の削減
- グループ構造の簡素化

会社を閉鎖するかどうかを決定するにあたっては、以下の要素がかかわってくるといえる。

- 休眠会社として維持する最低限の利益があるか（例えば、グループ軽減、資産譲渡の費用）。
- 会社を維持することによるコストおよびリスクは、閉鎖のための費用と比較してかける価値のあるものか。

3. 任意的抹消以外の選択肢

会社を登記簿から抹消するにあたっては、ほかにも三つの選択肢がある。

(1) 登記官 (registrar) が休眠会社を抹消する権限を行使するまで会社を放置する (何もしない)

株式登録機関は、事業を行っていない、または操業していないと信じる合理的な理由のある会社を、抹消する権限を持つ（2006年法第1000条）。

会社の取締役や株主の側の一切の行為も関知しないので、これは明らかに最も費用対効果のある戦略ではある。しかし、会社登記所がこの行動に出ることを決定する、確たる期間があるわけではないのが問題である。

2006年法第1003条に基づく任意的申し立てをすることにより、この不明瞭さは払拭できる。これは、会社が価値ある資産を有している場合にはとりわけ重要である。

(2) 任意的清算 (voluntary liquidation)

任意的清算は、会社が負債を抱えている場合に強みを発揮する手続きである。会社が清算手続きに入ると、清算人 (liquidator) はすべての債権者に対し債権を持っていることを証明するよう広告する。債権者が債権の存在を証明できなければ、請求する権利を失う。これは、偶発債務や将来債務等を含めたすべての債権者に会社が直接通知をしなければならぬ任意的抹消と比べて、会社にとって都合が良い。

他方、これは最も費用のかかる手続きであり、それゆえグループ再編により資産および負債のすべてが他の会社に移転する状況には、概して適さない。

(3) 再建型倒産手続き (Administration)

再建型倒産手続きは、法定の支払猶予の保護の下で会社を再編し、資産を換価する必要がある場合、会社にとって有利な手続きである。会社は再建型倒産手続きに入り、「経営管財人（‘administrator’）」が選任される。

有限責任会社の再建型倒産手続きは、以下のような再建型倒産手続きの法定の目的、またはありうる結果三つのうち一つがある場合にのみ実施される。

- 継続企業として会社を救済する
- 会社債権者全体にとって会社が清算された場合よりもよい結果を達成する
- 担保権または優先弁済権を有する債権者に配当を行うために財産を換価する

経営管財人の役割は、会社の業務、事業、財産を経営・管理することである。経営管財人は、裁判所の命令、または会社の取締役もしくは適格な浮動担保権者により選任される。そして、経営管財人は会社経営の幅広い権限を与えられており、終了時には、会社は取締役役に支配権が返還されるか、または清算される。

再建型倒産手続き終了時に、うまくいけばその事業は存続し、会社は救済され、事業および／または会社は、経営管財人によって売却されることになる。

会社は、裁判所の命令または、会社自身、会社取締役もしくは適格な浮動担保権者が利用できる裁判外手続きによって、再建型倒産手続きに進むよう求められることがある。

4. 他の事前考慮事項

会社を登記簿から抹消する申し立てをする際に、先立って考慮すべき他の主な事項は、以下の通りである。

(1) 解散する会社の財産

契約や会社が持分を有する資産といった、会社の財産を特定するのは重要である。

申し立てを行う前に、いかなる資産も譲渡しておくことが重要である。なぜなら解散した会社に帰せられる財産に関する規制は、厳格だからである。解散の直前に、会社が受益権を有する財産および権利は、「所有者不在の財産」とみなされ、会社が解散した際に国庫に帰する。これは、グループ内では潜在的に悲惨な効果をもたらすことがあり得る。(例えば、親会社が解散した子会社の保有していた財産を使う必要がある場合など)。つまり、その後の親会社の売却に際して問題を生み出すことになる可能性がある。子会社が保有する資産については見落としやすく、従って、その会社が保有している資産がどれで、どのように利用されているかを徹底的に検証することが不可欠である。

また、会社は自らが当事者となっている契約を確かめ、各契約および保証条項の条件に

目を通す必要がある。例えば、会社の解散が企業のグループ構造の重大な変更にあたり、契約／保証条項が無効となるかどうか、更新や契約上の利益を譲渡できるかについて確認をすべきである。

子会社の資産に見落としが生じることに備え、子会社とその完全親会社と契約を結び、完全親会社の事業に用いる資産について、子会社の有するいかなる権利、地位または持ち分をも完全親会社が取得するようにすることが賢明かもしれない。さもなければ、それらの資産は解散によって国庫に帰することになる。しかし、取締役に出資した子会社が価値ある資産を何も有していないと信じる合理的な理由があるのでなければ、そのような契約を締結すべきではない。

(2) 株主への資本の返還

どのように会社の株式資本を合法的に株主に返還できるかは、申し立てに先立ち検討する必要がある。

有限責任会社の株式資本は、会社に属するもので株主のものではない、というのは会社法の基本的な原則である。この原則は、主として会社債権者のためにあり、会社債権者は会社の負債について、株式資本を引き当てとして請求をすることができる。実務上これが意味するところは、株式の引き受けのため支払われた金銭を株主に払い戻すことができるのは、一定の管理された状況、または会社が清算手続きに入った場合に限られるということである。

実務的には、任意的解散の申し立てをする前に、2006年法第641条（会社が資本を減少できる状況についての規定である。）を活用することを検討すべきである。

違法な配当により株主に支払われた資金の取り戻しのため会社が有する権利も、会社の解散により「所有者不在の財産」として国庫に帰することになる。

(3) 税務の問題

会社を登記簿から抹消する場合、税務の問題が生じることもある。従って、2006年法第1003条に基づく申し立てを提出するに先立ち、会社の税務債務の完全な評価をすることが重要である。例えば、これらの債務が通常の業務過程で生じた税（または滞納税）であることもあれば、解散に先立つ資産の分配により生じたものであることもある。

会社の未払いの税務債務については、グループの他の構成員のところにかかってくることもあり得る。もしくは、会社の抹消が負債の放棄にあたるか、その場合これが会社への課税につながるかという問題が生じることもある。

会社登記所は、第1006条には明記されていないものの、申し立てに先立ち会社は英国歳入関税庁（以下「HMRC」という。）に通知すべきことを推奨している。税務の問題があれば、HMRCは申し立てに対し異議を唱える権利がある。

第 2 節－任意的抹消の申し立て

1. 必要な手続き

関連する手続きは、2006 年法第 1003 条ないし第 1009 条に定められている。任意的抹消の申し立てに関するチェックリストとして、付録 4 を参照いただきたい。

(1) 書式 DS01

任意的抹消の申し立てをするためには、会社登記所 (Companies House) のウェブサイトから入手可能な書式 DS01 に記入の上、申し立て手数料を添えて会社登記所に提出しなければならない。

申し立ては、取締役またはその過半数の者により会社のためにされなければならない (2006 年法第 1003 条 2 項)。

2006 年法第 1004 条および第 1005 条では、会社のために申し立てを行う取締役が任意的抹消の申し立てをすることができない状況を定めているが、いずれによっても、申し立てが妨げられない旨の宣言が当該書式には含まれる。

2006 年法に違反する事実を知りつつ、任意的抹消の申し立てをすることは違法行為となるため、書式の宣言をする際には注意する必要がある。これに対し、取締役が知らず、また合理的に見て知ることができなかった情報については、仮に将来何かが明らかとなったとしても、これは適用されない。

(2) 申し立て書の写しを一定の者に提供すべきこと

この申し立ての写しは、DS01 を会社登記所に送付してから 7 日以内に、以下の者に交付しなければならない (2006 年法第 1006 条)。

- 当該会社の株主
- 当該会社の申し立て書式に署名した者以外の取締役 (事実上の取締役を含む)
- 当該会社の債権者
これには、偶発債務や将来債務の債権者も含まれる (2006 年法第 1011 条)。清算とは異なり、当該会社はそのような債権者それぞれに通知をしなければならないため、これは任意的解散手続きの欠点である。従って、当該会社に偶発債務または将来債務があると考えられる場合には、清算の方が好ましい手段かもしれない。
- 当該会社の従業員

当該書類は、2006 年法第 1008 条に従って交付されなければならない。同条には、許容される交付方法および正しい交付先住所が定められている。

第 1007 条には、第 1006 条に列挙される者の範疇に入ったいかなる者に対しても、申し立て後に、会社の取締役が申し立ての写しを交付すべき継続的な義務が定められている。

取締役は、該当者が関連リストに入ってから7日以内に写しの交付をしなければならない。この義務は、申し立てが最終的に処理されるか取り下げられるまで継続する。

第1006条または第1007条によって課される義務を履行しなかった場合、その者の違法行為となる。申し立てを隠す意図でこれを行った場合、禁錮刑で処罰され得るより重大な違法行為となる（2006年法第1006条第4項、第1007条第4項）。

2. 任意的抹消の申し立てをしてはならないまたは取り下げねばならぬ状況

(1) 任意的抹消の申し立てをしてはならない状況

2006年法第1004条および第1005条にこのような状況が定められており、これらの条項に反して申し立てを行うと違法行為となる。

また、第1000条（事業を行っていないまたは営業していない会社を抹消する権限）に基づく解散手続きを既に開始していた場合には、登記官は第1003条に基づく任意的抹消の申し立てを拒否することとなる。

(a) 会社の特定の行為（2006年法第1004条）

過去3カ月間において、いずれかの時に会社が以下の行為をしていた場合には、申し立てをすることはできない。

- 社名を変更した
- 取引または事業を行った
- 取引または事業を中止する直前に、取引または事業のために保有していた価値ある財産または権利を処分した
- 以下の目的のため、必要または都合の良い場合を除き、他の何らかの行為をした
 - 申し立てを行う、またはそうすることを決定する。これには、申し立ておよび書式 DS01 を提出のための費用の支払いについての専門的な助言を求めることも含まれる。
 - 会社に関する事項を終了する。
 - 法の要請に従う。

上記に列挙した行為のうち、「取引要件」が実務上とりわけ重要である。

これは、「会社が取引、または事業を行う上で負った負債について支払いをした」という事実のみをもって適用されるということはない。しかし、明確な定義はないため、会社が専門家に状況を確認し、有益な場合には関連する取引の停止に関する証拠を準備しておくことをお勧めする。

(b) 他の手続きが終了していないこと（2006年法第1005条）

上記の制限に加え、当該会社について一定の手続きが終了していない場合には申し立てを行うことはできない。例えば、

- 当該会社について、妥協 (compromise) や和議 (arrangement) を認めるため再建計画 (scheme of arrangement) の申し立てがされており、当該事項が完了していない場合。
- 当該会社について、任意的和議 (voluntary arrangement) が提案されており、当該事項が完了していない場合。
- 当該会社が更生手続き (administration) 中であるか、更生手続きの申し立てに伴う猶予期間 (moratorium) にある場合。
- 当該会社が清算中であるか、清算の申し立てがなされている場合。

申し立てができない状況は、当該会社の財産に管財受託人 (receiver) または経営管財人 (administrator) が選任されている場合や、会社の財産が司法的要因で管理されている場合を含め、ほかにも種々ある。

(2) 申し立てを取り下げねばならない状況 (2006 年法第 1009 条)

ある特定の状況が生じた日の終わりの時点で、当該会社の取締役である者は、当該会社の申し立ての取り下げがなされることを確保しなければならない。この状況というのは、2006 年法第 1004 条、第 1005 条に定められる状況、すなわち元の申し立てを行うことが禁じられるであろう状況と本質的には同様である。2006 年法第 1009 条第 5 項を遵守しないと違法行為となる。

また、取締役は、2006 年法に基づく義務がない場合であっても申し立てを取り下げることができる。

いずれの場合も、会社による「抹消の申し立ての取り下げ」は記入の上、登記官に提出しなければならない。現在のところ、これには費用はかからない。

3. 申し立てへの異議 (objection)

利害関係を有する者は、登記官に対し申し立てへの異議を申し立てることができる。

異議または苦情は、書面により、例えば会社が取引を行っていることを証明するための請求書の写しなどの補強証拠があれば、それと併せて登記官に送付しなければならない。異議の理由には、以下のものが含まれ得る。

- **申し立てがなされるべきではなかったまたは取り下げられなければならない**
当該会社が任意的抹消の申し立てをする資格を有していなかったか、または申し立ての提出後に当該会社が資格を失った場合。例えば、申し立て前の 3 カ月間または申し立て後に (2006 年法第 1004 条、第 1005 条または第 1009 条に違反して) 取引を行っていたか、社名を変更したか、または倒産手続きに入った場合である。
- **通知を怠った**
取締役が (第 1006 条または第 1007 条で求められる) 当該利害関係人への通知をしていなかった場合。

- **虚偽の情報**
書式上でなされた宣言のいずれかが虚偽である場合。申し立てに際して、または申し立ての補助資料において、虚偽もしくは誤解を生む情報を、故意または無謀に提供することは、違法行為にあたる（2006年法第1112条）。
- **継続中の法的措置**
金銭債権を回復するため、何らかの形での法的措置（例えば清算の申し立てや少額請求裁判所での行為）がとられている（または係属中である）場合、もしくは当該会社に対してその他の法的措置がとられている場合。
- **取締役による違法行為**
取締役が違法な取引を行い、税務上の詐欺またはその他の違法行為を犯していた場合。

第3節－申し立て後の事項

1. 新聞（Gazette）への公告および解散

ひとたび登記官が書式 DS01 を受領し、当該会社が抹消の申し立てをする資格があると納得すれば、それは3カ月間新聞に公告され、異議を申し立てることを望む者にそのための機会を与える（2006年法第1003条第3項）。当該3カ月間の経過後、異議が出ていなければ、登記官は新聞に当該会社の名前は抹消された旨を記載した、別の通知を公告し（2006年法第1001条第4項）、それにより当該会社は正式に解散する（2006年法第1003条第4項および第5項）。

しかし、解散にかかわらず、

- 当該会社の各取締役、管理役員および構成員の責任は（仮にあれば）存続し、当該会社が解散していない場合同様、強制執行可能である。
- 裁判所が登記簿から名前の抹消された当該会社を清算する権限は、影響されない。

2. 解散会社の資産および負債

2006年法第1012条第1項において、解散の直前に当該会社に属していた、または当該会社のため信託で保有されていたすべての財産および権利（貸借財産は含まれるが、当該会社が信託で保有している財産は含まれない。）は、「所有者不在の財産」と見なされ、国庫に帰する。第1012条第1項の効果は、当該会社が登記簿に戻される可能性を残すものである。

会社が解散すると、無担保債権者にとっては、（可能であれば）当該会社を登記簿に戻し、復帰した会社を相手取って訴訟を提起するしか救済はない。

当該会社に利害関係を有する者（例えば 2006 年法第 1006 条に規定される者）であれば、当該会社を登記簿に戻すことを裁判所に申し立てることができる。しかしこの手続きは時間も費用もかかるため、可能であれば、影響を受ける者は手続きが完了する前に申し立てに異議を述べることを望ましい。

第 4 節－英国事業所の閉鎖

1. 閉鎖

外国会社が、会社登記所に登記された英国事業所を閉鎖する場合、「閉鎖届」（‘notice of closure’）を提出しなければならない。この届け出が会社登記所に登記されれば、会社にはそれ以上当該英国事業所に関して書類を提出する義務はない。

2. 倒産

外国会社が英国事業所を持ち、英国外の法律に基づいて清算されることになった場合、外国会社は会社登記所に「外国会社清算届」（‘Notice of winding up of an overseas company’）を送付しなければならない。

清算またはその他の倒産手続きの性質によっては、会社登記所にさらに届け出をする必要がある。その届け出は以下の通りである。

（1）清算人（liquidator）の選任

会社の清算人として選任された者は、以下の情報を記載した「選任届」（‘notice of appointment’）を提出しなければならない。

- 氏名と住所
- 選任の日付
- 清算人の権限のうち、一般法または会社の基本規約から生じるもの以外の権限の説明。

（2）清算以外の倒産手続き（Insolvency proceedings）

会社が清算以外の倒産手続きに服する場合、会社は会社登記所に届け出を出さなければならない。

第 2 章

英国における会社の清算

序

本章では、英国における非公開有限責任会社の清算(winding up)に関する事項について記載する。

第 1 節では、グループ再編の局面で事前に留意すべき事項を記載し、第 2 節では清算について手続き的な事項も含めて若干の詳細を提示する。

第 1 節—グループ再編の中での清算

1. 序

会社の清算は、倒産手続きの一つと位置づけられる。

会社倒産法の基本的目的は、競合する債権者の利益を保護し調和させ、責任のある取締役を処分し、会社の救済と更生を促進することである。

グループ再編それ自体は、その性質上企業倒産とは極めて異なるものの、会社の抹消同様、事業譲渡後に単なる抜け殻となった会社を閉鎖する上では、有効な手続きとなり得る。

2. 会社にとっての倒産法の重要性

会社にとってその支払い能力を点検しておくことが重要である。

会社が支払い不能になった場合、取締役は一定の義務を負い、会社法の手続きに従う必要がある。例えば、取締役は法定の支払い能力宣言 (a statutory declaration of solvency) を行い、会社は現在およびこの先 12 カ月間、支払い能力があると陳述する必要がある場合がある。

また、会社の支払い能力があるかどうかにより、任意清算がその構成員により進められるか、あるいは、債権者によって進められるかが決まる。

第 2 節－英国における非公開有限責任会社の清算

1. 概要

各種の救済の仕組みに代わる手段は、会社を清算することである。この場合、清算人 (a liquidator) が選任され、会社財産の回収と分配を行い、会社を解散する。会社は、最終的な清算命令が与えられる前に、仮清算 (provisional liquidation) されることもある。

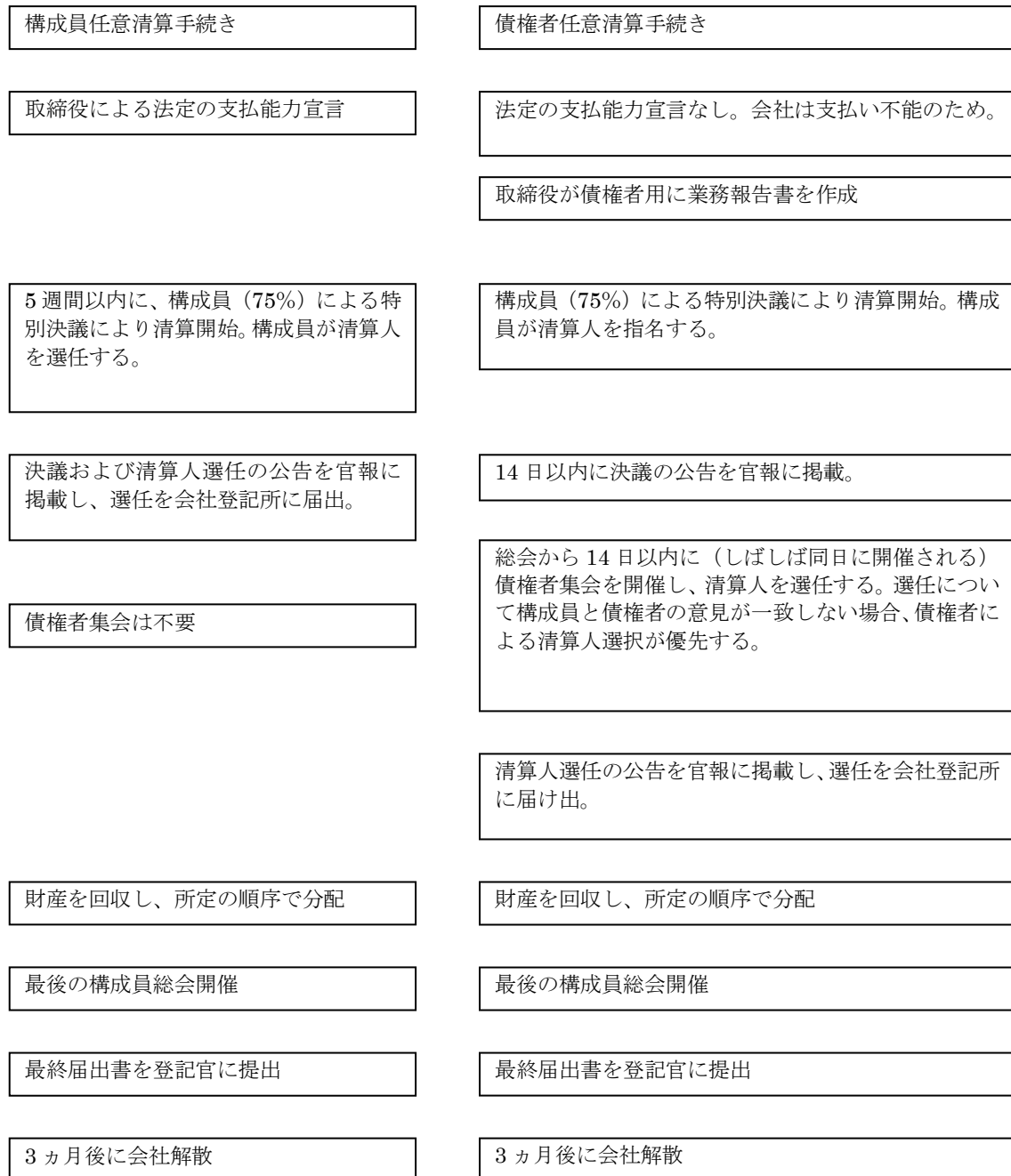
清算 (liquidation) には 2 種類ある。

- **強制清算** 裁判所の命令による清算。これは、しばしば会社が債務を支払うことができないことを理由に、債権者による申し立てにより開始される。
- **任意清算** 会社の決議による清算。

任意清算 (voluntary liquidation) には二つの形態がある。

- **構成員任意清算 (Members' voluntary liquidation)**
取締役が法定の支払い能力宣言を自発的に行う場合である。構成員任意清算は、構成員が特別決議を可決することによって開始される。構成員は、そうすることが正当かつ衡平であるという理由で、会社を清算させる申し立てを行うことができる。ただし、構成員は、具体的利益（会社に支払い能力があり、従って当該構成員が当初投資した金額の全部または一部を取り戻すことができること）を証明できなければならない。また、清算の申し立ては最後の手段といえる。なぜならば、もしそれが認められれば、会社も構成員の投資も取締役の仕事もなくなるからである。
- **債権者任意清算 (Creditors' voluntary liquidation)**
取締役が法定の支払い能力宣言を自発的に行わない場合である。債権者任意清算は、構成員が特別決議 (a special resolution) を可決することによって開始される。2007 年 10 月 1 日以前には、非常決議 (an extraordinary resolution) が必要であった。
この場合、清算人の選任に対する同意権など、債権者は手続きにより大きく関与する。

2. 構成員任意清算手続きと債権者任意清算手続きのフローチャート



付録 1

任意的清算および解散のチェックリスト

1. 申し立ての準備

- (1) 2006 年会社法（2006 年法）第 1004 条に定める状況が存在しないことを確認されたい。
- (2) 2006 年法第 1005 条に定める状況が存在しないことを確認されたい。
- (3) 当該会社の資産および負債をすべて特定し、それらをどのように扱うか決定されたい。例えば、
 - HMRC に連絡して、未払いになっている税がないかどうかを確認する。とりわけ、当該会社がつい最近になって取引を停止したのであれば、解散について同意を求めることが賢明である。
 - 当該会社がグループ会社である場合、例えば賃借物等、グループのために保有している資産がないかを確認されたい。とりわけ、当該会社が土地登記簿上所有者として登録されている不動産のリスト（所有権検索（**proprietorship search**））を請求されたい。この検索を得るための書式は、土地登記書式 PN1 である。
 - すべての契約その他の合意を、譲渡し、更新しまたは終了すべきである。
 - 当該会社の銀行口座を閉鎖し、ドメイン名を譲渡されたい。
 - 当該会社の株式資本をいかに合法的に株主に返還するかを検討されたい。
 - その会社が子会社である場合には、資産に見落としが生じることに備え、その完全親会社と契約を結び、固定額の対価をもって、当該子会社の事業に用いてきた資産について当該子会社の有するいかなる権利、地位または持ち分をも完全親会社が取得するようにすることが賢明かもしれない。さもなければ、それらの資産は解散によって国庫に帰することになる。しかし、取締役が当該子会社が価値ある資産を何も有していないと信じる合理的な理由があるのでなければ、そのような契約を締結すべきではない。
- (4) 当該会社が抹消されることに反対がある場合に備え、第 1006 条に基づき通知しなければならないすべての者に対し警告されたい。
- (5) 当該会社について利害関係を有している可能性のあるいかなる者、または機関にも通知されたい。さもなければ、後になって異議を唱えてくるかもしれない。例えば、地方当局、訓練・事業審議会および政府機関など。
- (6) 当該会社の抹消の申し立てをすることについて、取締役会を召集し、または取締役会が書面による決議を可決するようアレンジされたい。

2. 申し立て

書式 DS01「会社による抹消の申し立て」に記入の上、必要な費用と併せて提出されたい。

3. 申し立て後

- (1) 2006 年法第 1006 条に列挙されたすべての者に対し、申し立て後 7 日間以内に申し立て書の写しを交付されたい。
- (2) 申し立て日以降、当該申し立てが最終的に処理されまたは取り下げられるまでの間、2006 年法第 1007 条に従い、すべての新たな構成員、従業員および他の者に対し、当該申し立て書の写しを交付することを確保されたい。
- (3) 仮に申し立て日以降、当該申し立てが最終的に処理、または取り下げられるまでの間に、2006 年法第 1009 条に定める状況のいずれかが生じた場合には、書式 DS02 に記入しこれを提出することにより、速やかに当該申し立てを取り下げられたい。